収 入

救命艇手試験受験申請書

印 紙

年 月 日

地方運輸局長 殿運輸管理部長

申請者氏名

(□ 旧姓併記を希望する。) (旧姓: )

年 月 日生

本籍

住所

救命艇手規則第3条第1号の試験を受けたいので、同 令第5条の規定により申請します。

- 1 上記省令第4条第3号イからハまでのいずれかに該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)
- 3 希望する試験の期日及び場所

収 入

限定救命艇手試験受験申請書

印 紙

年 月 日

地方運輸局長

殿

運輸管理部長

申請者氏名

(□ 旧姓併記を希望する。) (旧姓: )

年 月 日生

本 籍

住所

救命艇手規則第3条第2号の試験を受けたいので、同 令第5条の規定により申請します。

- 1 上記省令第4条第3号イからハまでのいずれかに該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)
- 3 希望する試験の期日及び場所

## 第3号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

救命艇手資格認定申請書

年 月 日

申請者氏名

(□ 旧姓併記を希望する)(旧姓: 年 月 日生

本籍

住所

救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則 第8条の規定により申請します。

- 1 上記省令第7条第3号に該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 上記省令第7条第4号イからニまでのいずれかに該当する事項(資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日その他必要な事項)
- 3 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)

## 第4号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

収 入 新

限定救命艇手資格認定申請書

年 月 日

申請者氏名

(□ 旧姓併記を希望する)(旧姓: 年 月 日生

本籍

住所

限定救命艇手の資格の認定を受けたいので、救命艇手 規則第8条の規定により申請します。

- 1 上記省令第7条第3号に該当する経験(船舶の名称、航行区域又は従業区域、総トン数、職務及び乗組み期間)
- 2 上記省令第7条第4号イから二までのいずれかに該当する事項(資格を証する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日その他必要な事項)
- 3 船員手帳番号(船員手帳を提示する場合に限る。)

第5号様式(第9条関係)

(日本産業規格A列6番)

(表 紙)

救命艇手適任証書

(第1頁)

(第2頁)

 第
 号

 年
 月

 日

本籍地の都道府県名 氏名

(旧姓)

年 月 日生

船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) 第 118 条の規定により救命艇手たる資格を有する者であることを証明する。

救命艇手は、改正された 1978 年の 船員の訓練及び資格証明並びに当直の 基準に関する国際条約附属書第6章第 2規則の基準に適合する者である。

地方運輸局長 運輸管理部長 氏 名 [刊]

Certificate No. Issued on

Certificate of Proficiency for Lifeboatman

Name:

(Former surname)

Date of Birth:

Under the provision of Article 118 of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a lifeboatman.

Lifeboatman in accordance with regulation VI/2 of STCW Convention, as amended.

Director - General of the District Transport Bureau Japan 第6号様式(第9条関係)

(日本産業規格A列6番)

(表 紙)

限定救命艇手適任証書

(第1頁)

(第2頁)

 第
 号

 年
 月

 日

本籍地の都道府県名 氏名 (旧姓)

年 月 日生

船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 118 条の規定により限定救命艇手たる資格を有する者であることを証明する。

限定救命艇手は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当 直の基準に関する国際条約附属書第 6 章第 2 規則の基準に適合する者である (膨 張 式 救 命 い か だ の 取 扱 い に 限 る。)。

地方運輸局長

氏 名 印

運輸管理部長

Certificate No. Issued on

Certificate of Proficiency for Person with Designated Inflatable Liferaft operation

Name:

(Former surname)

Date of Birth:

Under the provision of Article 118 of Mariners Law, 1947, it is certified that the above mentioned person has been qualified for person with disignated inflatable liferaft operation.

Person with designated inflatable lifecraft operation in accordance with regulation VI/2 (inflatable liferaft operation only) of STCW convention, as amended.

Director - General of the District Transport Bureau Japan